

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 18 号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和 44 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(入校手続)</p> <p>第 5 条 職業能力開発校に入校しようとする者は、知事が定める日までに入校願書(様式第 1 号)に入校検定料及び次に掲げる書類を添えて入校を希望する職業能力開発校の校長等に提出しなければならない。ただし、訓練期間が<u>6 箇月</u>以下の短期課程の普通職業訓練の場合は、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第 7 条 前条の規定により入校を許可された者は、校長等が指定する日までに、保証人と連署した誓約書(様式第 2 号)を校長等に提出しなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第 8 条 学生が病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を付した保証人連署の退校願(様式第 3 号)により、校長等に届け出なければならない。</p> <p>(修了証書)</p> <p>第 12 条 校長等は、所定の訓練課程を修了した学生には修了証書(様式第 4 号)を交付する。</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第 17 条 第 15 条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、授業料免除申請書(様式第 5 号)に市町村長の所得に関する証明書その他校長等が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職業能力 開発校名</th> <th style="width: 15%;">訓練課程</th> <th style="width: 15%;">訓練科</th> <th style="width: 15%;">訓練期間</th> <th style="width: 15%;">入校定員</th> <th style="width: 15%;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 大船渡職 業能力開</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員	[略]						岩手県立 大船渡職 業能力開	[略]					<p>(入校手続)</p> <p>第 5 条 職業能力開発校に入校しようとする者は、知事が定める日までに別に定める様式による入校願書に入校検定料及び次に掲げる書類を添えて入校を希望する職業能力開発校の校長等に提出しなければならない。ただし、訓練期間が<u>6 か月</u>以下の短期課程の普通職業訓練の場合は、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第 7 条 前条の規定により入校を許可された者は、校長等が指定する日までに、保証人と連署した別に定める様式による誓約書を校長等に提出しなければならない。</p> <p>(退校)</p> <p>第 8 条 学生が病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を付した保証人連署の別に定める様式による退校願により、校長等に届け出なければならない。</p> <p>(修了証書)</p> <p>第 12 条 校長等は、所定の訓練課程を修了した学生には別に定める様式による修了証書を交付する。</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第 17 条 第 15 条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長等が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職業能力 開発校名</th> <th style="width: 15%;">訓練課程</th> <th style="width: 15%;">訓練科</th> <th style="width: 15%;">訓練期間</th> <th style="width: 15%;">入校定員</th> <th style="width: 15%;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 大船渡職 業能力開</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員	[略]						岩手県立 大船渡職 業能力開	[略]				
職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員																																
[略]																																					
岩手県立 大船渡職 業能力開	[略]																																				
職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員																																
[略]																																					
岩手県立 大船渡職 業能力開	[略]																																				

発センター						発センター					
岩手県立 久慈職業 能力開発 センター	普通課程	建築科	1年	10人	10人						
備考 改正部分は、下線の部分である。											

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職業能力開発校条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する入校願書等又は修了証書について適用し、同日前に提出し、又は交付した入校願書等又は修了証書については、なお従前の例による。